

## 福山市居場所づくり支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができ子どもの居場所づくりを推進するとともに、支援ニーズの高い子ども等（以下「見守り対象児童」という。）の状況を把握し、他の支援につなぐなど見守り体制の強化を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (3) 子ども食堂等 地域のボランティア団体等が主体となり、子どもが1人でも利用することができる無料又は低額の食堂や学習支援を行う場であり、子ども及びその保護者への居場所の提供を通じて、地域交流の場としての役割を果たすものをいう。
- (4) 見守り対象児童 福山市内に居住し、生活困窮世帯等又は養育に不安を抱えた世帯等の児童のうち、市が見守りを必要と判断した児童をいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、福山市とする。ただし、事業を適切に実施することができると思われる団体へ一部委託することができるものとする。委託する事業内容等については、別に定める。

### (対象となる支援団体)

第4条 子ども食堂等を運営する地域の支援団体（以下「支援団体」という。）は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 市内に団体の所在地があること。
- (2) 市内で子ども食堂等を開設し、地域に開かれた運営をすること。
- (3) 原則として月1回以上、継続的に実施すること。
- (4) 団体規則又は会則等により、組織及び運営に関する事項を定めていること。
- (5) 法令違反をしていないこと。
- (6) 安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮していること。
- (7) 法人の場合は、市税の滞納がないこと。
- (8) 国や地方公共団体等から他に補助金や助成金等を受けていないこと。
- (9) 活動内容が公序良俗に反する団体でないこと。
- (10) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした団体でないこと。
- (11) 団体の代表者等（役員又は使用人その他の従業員並びに構成員を含む。）が、暴力団員（福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号の暴力団員をいう。）又は暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）でないこと。

2 支援団体は次に掲げる事業を実施するものとする。なお、第1号は必ず実施するものとする。

- (1) 子ども食堂等を運営する事業
- (2) 子どもの状況把握・見守りを行う事業
- (3) 食事又は食材（配達を含む。）の提供を行う事業

(4) 基本的な生活習慣の習得や生活支援を行う事業

(5) 学習習慣の定着等の学習支援を行う事業

3 前項第2号の事業を行う団体は、毎月1回以上、見守り対象児童の家庭を訪問又は前項第3号から第5号までの事業を実施する中で見守り対象児童の状況を把握することとする。

(新規開設)

第5条 子ども食堂等を新規に開設する団体は、開設する1か月前までに市長へ相談するものとする。なお、次の各号に該当する場合は、対象外とする。

(1) 国及び地方公共団体その他の団体から、過去に子ども食堂等の開設に係る経費の補助を受けたことがある。

(2) 過去に同一の場所又は同一の代表者で、子ども食堂等の開設又は運営を行ったことがあり、現在実施していない。

(子どもの見守り)

第6条 子どもの状況把握・見守りを行う支援団体は、当月の実施状況について、実施後速やかに市長に報告するものとする。なお、児童虐待が疑われる事象を把握した際は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条又は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条の規定に基づき、遅滞なく通告すること。

2 次の各号により、見守り対象児童でなくなった場合は、当月末をもって見守りを終了する。

(1) 市外に転出した場合

(2) 見守り対象児童が施設入所等により在宅で生活していない場合

(3) 支援の必要がなくなった場合

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする支援団体は、申請に必要な書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、支援団体からの申請を受け、内容を審査し、適正と認められる場合には交付を決定する。

(事業内容の変更等)

第8条 交付の決定を受けた者が、第4条第2項に規定する事業内容を変更、中止、又は事業を廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得なければならない。

(事業報告)

第9条 交付の決定を受けた者は、福山市居場所づくり支援事業補助金事業報告書（様式第5号）に福山市居場所づくり支援事業補助金収支決算書（様式第6号）及び福山市居場所づくり支援事業補助金実施報告書（様式第7号）を添えて、市が指定する期日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、提出のあった書類を審査し、適正と認めた場合は、補助交付決定者へ補助金を交付するものとする。

(財産の処分)

第11条 本事業により取得した財産を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付することとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業に従事する者は、事業実施により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、事業完了後及びその職を退いた後も同様とする。関係機関と個人情報を共有する場合は、個人情報の取扱いについて適切な手続きを経るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

この要綱は、2024年（令和6年）6月20日から施行し、2024年（令和6年）4月1日から適用する。